

金融円滑化態勢整備の実施状況

尾西信用金庫

平成21年12月

- ① 営業店に「住宅ローン・事業性融資 ご返済方法ご返済額変更等 ご相談窓口」を設置しました。
- ② 本部に苦情・ご要望をお受けする「お客様相談窓口」を設置しました。
- ③ 本店営業部内に、専任スタッフによる経営相談、経営指導のサポートや専門家派遣、行政支援ツールの斡旋などを行う「びしん中小企業支援センター」を設置しました。

平成22年1月

- ① 「金融円滑化管理および経営支援先管理規程」を制定しました。
- ② 適切な金融円滑化管理および経営支援先管理を行うため、与信審査および管理部門の担当理事を統括責任者として任命しました。
- ③ 営業店長（営業店の管理責任者）はじめ次長、融資担当者を対象に研修を実施し、中小企業金融円滑化法等について周知、徹底しました。

平成22年2月

- ① 全営業店で金融円滑化法に関する店内研修を実施しました。

平成22年3月

- ① 営業店次長を対象に条件変更等に係る注意事項の研修を実施しました。
- ② 「金融円滑化管理および経営支援先管理規程」を一部改定しました。
- ③ 営業店を対象に条件変更等に係る注意事項の研修を実施しました。

平成22年4月

- ① 平成22年度新入職員を対象に金融円滑化法に関する基礎研修を実施しました。

平成22年6月

- ① 「金融円滑化管理および経営支援先管理規程」を一部改定しました。

平成22年7月

- ① 営業店次長を対象に条件変更等に係る注意事項の研修を実施しました。
- ② 全営業店で金融円滑化法に関する店内研修を実施しました。

平成22年12月

- ① 営業店融資実務担当者を対象に条件変更等に係る注意事項の研修を実施しました。

平成23年1月

- ① 営業店融資実務担当者を対象に条件変更等に係る注意事項の研修を実施しました。

平成23年4月

- ① 平成23年度新入職員を対象に金融円滑化法に関する基礎研修を実施しました。

平成23年6月

- ① 営業店次長を対象に条件変更等の実行先への新規融資状況報告について研修を実施しました。

平成23年7月

- ① 営業店融資実務担当者を対象に外部講師による経営改善計画書の策定について研修を実施しました。

平成24年3月

- ① 中小企業事業主のお客様を対象に東海財務局の講師による「中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識」の説明会を実施しました。
- ② 営業店融資実務担当者を対象に条件変更実施先のモニタリング強化とコンサルティング機能の発揮についての研修を実施しました。

平成24年5月

- ① 「金融円滑化管理および経営支援先管理規程」を一部改定しました。

平成24年9月

- ① 営業店融資実務担当者を対象に金融円滑化法の出口戦略等について研修を実施しました。

平成24年11月

- ① 部店長を対象に当金庫の金融円滑化に係る取組み方針について研修を実施しました。

平成25年1月

- ① 「金融円滑化管理および経営支援先管理規程」を一部改定しました。
- ② 営業店融資実務担当者を対象に金融円滑化法の出口戦略等について研修を実施しました。

平成25年2月

- ① 部店長を対象に中小企業等の金融円滑化への取組みについて研修を実施しました。

平成25年3月

- ① 部店長を対象に条件変更先における金融円滑化法終了に伴う基本方針の説明徹底について研修を実施しました。

平成25年7月

- ① 「金融円滑化管理および経営支援先管理規程」を廃止し、新たに「中小企業等支援管理規程」を制定しました。

平成25年9月

- ① 営業店融資実務担当者を対象に金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対応について研修を実施しました。

平成26年1月

- ① 営業店融資実務担当者を対象に金融円滑化の対応について研修を実施しました。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(单位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	631	651	689	721									
うち、実行に係る貸付債権の数	535	558	584	624									
うち、謝絶に係る貸付債権の数	53	54	55	60									
うち、審査中の貸付債権の数	12	8	19	6									
うち、取下げに係る貸付債権の数	31	31	31	31									

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

[illegible]